

令和3年度古賀市 地域おこし協力隊（観光活性化支援隊員）募集要項

福岡県古賀市は、西日本中枢都市である福岡市と北九州市の間に位置する、人口約6万人の大都市近郊都市です。交通の利便性が非常に高く、九州自動車道古賀インターチェンジやJRの駅が3つあり、九州最大の駅でもあるJR博多駅まで約20分でアクセスできる距離に位置しています。

また、西側には玄界灘に面した白砂青松の美しい海岸線を誇る「うみ」や、里山や田園風景が広がる「さと」、緑豊かな犬鳴山系が連なる「やま」があります。「やま」の麓には薬王寺温泉や、ホテルが飛び交う清流があり、大都市近郊都市でありながらも、豊かな自然にあふれています。

そして、国史跡船原古墳をはじめとした貴重な遺跡群や史跡などの歴史資産や、食料品製造出荷額が県内2位を誇る食品加工団地が立地するなど、「食のまち」としての魅力があることも本市の特徴の一つです。

本市では、これらの地域資源を生かした観光振興策が求められており、「古賀市観光協会」とともに、地域と積極的にコミュニケーションを図りながら、柔軟な発想と実践力で、市内観光活性化に向けた取り組みを行っていただく、意欲と熱意のある方を地域おこし協力隊として募集します。

【活動内容】

地域資源を活かした観光活性化業務

- (1) 観光資源の発掘、磨き上げ、旅行商品化
- (2) 特産品等（お土産品、名物）の開発、提案
- (3) Web・SNSを活用した情報発信
- (4) 動画撮影や簡単な動画編集及びチラシ等の簡単なデザイン
- (5) 観光ガイドマップ等の作成
- (6) 観光協会の活動支援
- (7) 各種イベント、会議、ミーティング等への参加及び活動支援
- (8) 近隣自治体と連携した観光PR活動

【募集対象】

次のいずれも満たす方を対象とします。

- (1) 応募時点で年齢満20歳以上50歳未満の方。
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地域以外）から、古賀市に住民票を異動し居住できる方、または他の市町村において2年以上隊員として活動し、解嘱の日から1年以内にあたる方で、古賀市に住民票を異動し居住できる方。

- (3) 地域行事の参加や夜間の会議への出席など地域との関わりを積極的に持ち、事業者や市民の話に真摯に向き合い、活性化に情熱を持って取り組める方。
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方。
- (5) 任用期間満了後に古賀市内で起業又は就業して定住する意思のある方。
- (6) 道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる方。
- (8) SNS等のWEBを活用した情報発信ができる方。
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (10) 市条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる方。
- (11) 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる方。

【募集人数】

1名

【勤務地】

古賀市役所商工政策課内及び古賀市観光協会内

【雇用形態・期間】

- (1) 古賀市会計年度任用職員として市長が任用します。
- (2) 任用期間は着任日から令和4年3月31日までとします。勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行うことがあります（着任日から最長3年）。
- (3) 地域おこし協力隊としての活動を開始する着任日については相談に応じます。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。
- (5) 活動記録について、日報及び月報を提出していただく必要があります。

【勤務日数】

16日／月

※勤務日以外は副業を認める場合があります。

【勤務時間】

原則8時30分～17時00分（うち休憩：45分）

※業務、活動内容により勤務時間は変更になることがあります。

※原則平日勤務となりますが、会議やイベントなどにより、土・日及び祝日に勤務

となることもあります。

※休日出勤及び時間外勤務は振替又は時間外手当による対応を行います。

【給与・賃金等】

月額 147,136円 ※毎月月末締め、翌月21日に支給

※任用期間及び勤務時間に応じて、期末手当が年2回（6月及び12月）支給されます。

【待遇・福利厚生】

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- ・活動時に必要なパソコンは貸与します。
- ・活動時に必要がある場合には、市の公用車を使用していただきます。
- ・住居は市で用意し、市で家賃を支払います。（家賃5万円以内）（引っ越しに係る経費、居住に係る生活用品、光熱水費は個人負担になります）
- ・任用期間や勤務時間に応じて年次有給休暇を付与します。
- ・その他、市の規則に基づき、忌引休暇、結婚休暇等の特別休暇が取得可能です。
- ・活動に関連して出張等を行った場合は、予算の範囲内（上限あり）で市から旅費を支給します。
- ・将来の自立に向けた副業については、休暇日等で業務に支障がなければ、副業を可能とする場合があります。（事前の届出が必要です。）

【選考】

（1）第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書またはメールで通知します。

※内容について、ご質問させていただく場合があります。

（2）第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に次のとおり面接試験を行います。

- 面接日：第1次選考合格者へ日程調整後、お知らせします。
- 場 所：古賀市役所（オンライン可）
- 内 容：個人面接

※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、対面式では無く、オンライン面接を可とします。オンライン面接の場合は、「Cisco Webex」又は「zoom」等を使用しますので、各自で各種アプリケーションに対応したPC等の準備が必要です。

※第2次選考試験（面接）に要する交通費、宿泊費及び通信費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果（内示）は第2次選考終了後、文書で通知します。

※住民票の異動は内示日以降に行なってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。

事前オンラインミーティング

応募にあたって、事前にオンラインミーティングを開催します。業務内容や古賀市について、説明しますので、希望者される方は、事前にメール若しくは電話にてご連絡ください。実施日等については、市ホームページでお知らせします。

【応募手続き】

(1) 応募受付期間

令和3年6月8日（火）～7月12日（月）（当日消印有効）

※郵送で受け付けます。なお、提出した書類は返却しません。

(2) 提出書類

①古賀市地域おこし協力隊応募用紙（別添様式）

②現在の住民票（発行から3か月以内のもの）

③普通自動車運転免許証の写し

(3) 申し込み・お問合せ先

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

古賀市役所建設産業部商工政策課 担当:西村、徳永

電話 092-942-1176（直通）

E-mail: shoukou@city.koga.fukuoka.jp